

国民年金保険料
学生納付特例制度について



国民年金は20歳から加入し、60歳になるまでの40年間保険料を納める必要がありますが、学生は収入が無いからといって、保険料を本人が納めるのは困難と思われます。そこで、20歳以降の在学期間中の保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納められる学生納付特例制度があります。

対象となる学生は？

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他の教育施設(※1)に在学する20歳以上の学生であって、学生本人の前年の所得が118万円以下(※2)であること。

- ※1 学生納付特例対象校に限ります。
- ※2 扶養親族がいない学生の場合

承認される期間は？

約190万円までの収入であれば承認されます。学生に扶養親族があればその人数に応じて加算されます。

学生納付特例が認められる？

- 学生納付特例期間中に、万一の事故や病気で障害が残ってしまったときでも、一定の要件を満たしていれば、障害基礎年金が受けられます。
- 学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給に必要な期間に算入されます。(ただし、年金額には反映されません)
- 10年以内であれば遡って納めることができる追納制度があります。(ただし、3年目以降に追納する場合は当時の保険料に加算額が付きまます)

申請に必要なものは？

- 年金手帳
- 学生証または在学証明書
- ※ 各種学校(例えば予備校など)にあつては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類が必要となります。

申請・問い合わせ先

- 印鑑
- 佐織庁舎 保険年金課 ☎ 25-1111
- 市役所 地域福祉課 ☎ 26-8111
- 立田庁舎 地域福祉課 ☎ 28-7278
- 八開庁舎 地域福祉課 ☎ 37-0231

マッサージ料金助成事業

あん摩・マッサージにかかったときの費用の一部を助成します。利用券は、年間2枚交付し、1枚につき1千500円を助成します。利用できる治療院は、

- 須依町 平和治療院
- 西保町 にしほ治療院
- 東保町 さや治療院
- 大井町 成田鍼灸院
- 大井町 オオイ治療院
- 勝幡町 勝幡治療院(予約制)

対象者

満70歳以上の高齢者

持参するもの

- 印鑑

申請・問い合わせ先

- 佐織庁舎 高齢福祉課 ☎ 25-1111
- 市役所 地域福祉課 ☎ 26-8111
- 立田庁舎 地域福祉課 ☎ 28-7278
- 八開庁舎 地域福祉課 ☎ 37-0231



障害福祉サービスの利用者負担軽減措置について

障害福祉サービスの利用者負担については、所得区分に応じて負担上限月額を設定していますが、このたびは居宅で生活する者と20歳未満の施設入所者を対象に平成19年4月から2年間の経過措置として、負担上限月額が軽減されます。

所得区分	負担上限月額 平成19年4月～	
	現行	居宅で生活する者 20歳未満の施設入所者
低所得1 (市民税非課税世帯で本人の年金などの収入が80万円未満)	15,000円	3,750円 7,500円
低所得2 (市民税非課税世帯で低所得1以外)	24,600円	6,150円 (ただし、通所のみまたは通所と短期入所を利用した場合3,750円)
一般 (世帯全員の市民税の所得割合計額が10万円未満)	37,200円	9,300円 18,600円

注1 それぞれの所得区分について次の資産要件も満たす必要があります。
 ● 申請者および申請者の属する世帯の生計中心者が、居住している不動産以外の固定資産を持たない。
 ● 申請者および申請者の属する世帯の生計中心者の預貯金などの合計額が1,000万円以下。
 注2 所得区分が一般の場合、平成19年7月以降、税制改正のため所得割16万円未満となります。

※対象者には個別に通知しております。
お問い合わせ先

- 佐織庁舎 社会福祉課 ☎ 25-1111